

助け合い 生きる安心 社会保険

社|会|保|険 しまね

令和2年3月号

No.826

Index

P2. 日本年金機構からのお知らせ

P3. 協会けんぽ島根支部からのお知らせ

P4. 島根県社会保険協会からのお知らせ

清水寺(島根県安来市)

厄除けの十一面観音を本尊とする古刹。春には山陰唯一の三重塔を背景にソメイヨシノが咲き誇ります。

新任事務担当者説明会のご案内

次の方を対象に健康保険・厚生年金保険に関する事務手続きの説明会を開催します。
 なお、5月の説明会では島根労働局から年度更新事務についても説明します。

出席を希望される方は、事前に年金事務所へ電話にてご連絡ください。

対象者 ① 新任担当の方 ② 新規加入事業所の方 ③ その他受講を希望される方

地区	開催日	時間	会場
松江	5月28日(木)	13:30~16:30	くにびきメッセ(501大会議室)*
出雲	5月27日(水)		出雲市民会館(301会議室)
浜田	5月22日(金)		浜田建設会館(大会議室)

*駐車料金が必要な場合は、各自でご負担いただきますようお願いいたします。

健康保険・厚生年金の手続きについて

従業員を採用したとき

資格取得届

- ▶ 資格取得日 常時使用される人(*)を採用した日 ※「常時使用される人」とは、雇用契約書の有無等とは関係なく、適用事業所で働き、労務の対価として給料や賃金を受けるといふ使用関係が常用的であることをいいます。
- ▶ 提出期限 資格取得日から5日以内

従業員が転勤・退職したとき

資格喪失届

- ▶ 資格喪失日 転勤等の場合は異動した日、退職の場合は退職日の翌日が資格喪失年月日になります。
- ▶ 提出期限 資格喪失日から5日以内
- ▶ 健康保険被保険者証の返納
 資格喪失届に退職者及び被扶養者全員の保険証を添付してください。(高齢受給者証や特定疾病療養受療証・限度額適用認定証の交付を受けている場合は併せて添付してください)。紛失等により返納できない場合は、回収不能届・減失届とともに提出をお願いします。

被扶養者が就職したとき

被扶養者届

- ▶ 被扶養者が就職し健康保険の被保険者となった場合は、就職日をもって被扶養者から除くことになるため、被扶養者(異動)届に該当者の保険証を添付して提出してください。また、短時間の労働などで健康保険の被保険者にならない場合であっても、収入が被扶養者として認められる基準に該当しなくなった場合にも被扶養者から除くことになるため同様に提出してください。

退職後、引き続いて再雇用したとき

60歳未満の方

被保険者が雇用契約期間の満了により退職した後、1日の空白もなく同じ事業所に再雇用された場合、実際の雇用関係は継続しており被保険者の資格も継続するため、資格喪失届の提出は不要です。なお、再雇用の際に報酬の変動があった場合は、月額変更届又は算定基礎届で標準報酬月額を改定します。

60歳以上の方

60歳以上の方が退職後に1日の空白もなく同じ事業所に再雇用された場合は、雇用関係が一旦中断したものとして「資格喪失届」と「資格取得届」を提出していただき、再雇用された月分から再雇用後の報酬に応じた標準報酬月額に変更します。

留意事項

右記の①と②の両方、又は③を添付し、「資格喪失届」と「資格取得届」を同時に提出してください(その方に被扶養者がいる場合は「被扶養者(異動)届」も提出してください)。

- ① 就業規則、退職辞令の写し(退職日が確認できるものに限る)
- ② 雇用契約書の写し(継続して再雇用されたことが分かるものに限る)
- ③ 「退職日」及び「再雇用された日」に関する事業主の証明書(事業主印が押印されているものに限る)

届書の送付先

郵送による届出は岡山広域事務センターへ ※郵送の場合は郵便番号と名称のみで届きます
 〒700-8501 岡山市北区新屋敷町1-1-18山陽新聞新屋敷ビル5階 日本年金機構 岡山広域事務センター

お問い合わせ先

- 松江年金事務所 TEL.0852-23-9540
- 出雲年金事務所 TEL.0853-24-0045
- 浜田年金事務所 TEL.0855-22-0670

退職時の健康保険 Q & A

退職時の「健康保険」に関して、よくあるお問い合わせをお知らせいたします。
退職予定の従業員の皆様へ周知をお願いいたします。



Q.1

健康保険証はいつまで使えるの？



退職日までです！

例：3月20日退職▶3月21日から使えません。

退職日の翌日からは扶養の方も含めて使用することができません。月初に保険証を提示したからといって月末まで保険証が使えるわけではありませんのでご注意ください。
資格がない保険証を使用した場合は医療費を返納していただく等の手続きが必要となりますのでご注意ください。

A.1



Q.2

退職後の健康保険はどうすればいいの？



3つの選択肢(下表)があります。

退職後は新たな健康保険への加入手続きが必要です。3つの選択肢があり、保険制度はほとんど同じですが「保険料」が異なります。なお、ご家族の「扶養」に入れない場合は「任意継続」と「国保」の保険料を比較して安いほうへ加入手続きを行うことをおすすめします。

A.2



制度	①任意継続健康保険	②国民健康保険	③家族の扶養に入る
手続き先	協会けんぽ	お住いの市町村	ご家族の勤務先
加入条件	下記①②を満たす場合 ①退職日まで被保険者期間が継続して2か月以上あること ②退職の翌日から20日以内に申請書を提出すること	市町村の国民健康保険担当課へお問い合わせください。	健康保険の扶養条件を満たしていること。 ※ご家族の勤務先にお問い合わせください。
保険料	原則、退職時の2倍 ※上限があるため2倍よりも低くなる場合があります。	世帯人数や前年の所得等で決まります	原則、保険料不要

Q.3

健康診断はどうすればいいの？



特定健診を受けましょう！

- ① 35歳以上の任意継続被保険者の方へは「生活習慣病予防健診」をご案内します。特定健診とがん検診がセットで7,000円程度で済むお得な内容となっています。
- ② 40歳以上の被扶養者の方へは「特定健康診査」の受診券をお送りします。生活習慣病の予兆を発見できる健診なので、必ず毎年受けるようにしましょう。



A.2





令和2年度 会費納入のお願い

令和元年度の会費を納入いただきありがとうございました。おかげをもちまして、無事令和元年度の事業を実施することが出来ました。ご存じのように、当協会の事業に要する費用は、全て、年1回事業主の皆様方にご理解をいただき、納めていただきました社会保険協会費が唯一の財源でございます。令和2年度の会費納入のお願いは、この「社会保険しまね」3月号に同封させていただきましたので、引き続きご理解とご協力をいただき、会費の納入をよろしくお願いたします。また、「令和2年度版社会保険の事務手続」の申込ハガキも同封しておりますので、ご希望の事業所の方は、期限までに必要事項を記入のうえ送付願います。

ご報告

令和元年度「年金給付実務講座」が終了しました

松江、出雲、浜田、益田の各市で開催し、四会場合計で241名の方々に受講していただきました。松江、出雲及び浜田の会場は、申込期限前に満席となり、特に松江会場と出雲会場は募集開始から一週間で満席となるほどの大盛況でした。

今回も、年金制度の仕組みから解説を始め、働きながらの年金受給や、雇用保険との調整について受講していただきました。年金事務所やハローワークにご相談に行かれる従業員の皆様への説明の手助けになればと願っています。



お知らせ

島根スサノオマジックのホームゲーム観戦助成券のご案内

社会保険しまね3月号(今月号)に同封しました「島根スサノオマジック観戦助成券」を右記ホームゲームにご持参ください。

助成券1枚で、当日券1枚(自由席)2,600円(税込)が1,600円(税込)で購入できます。各試合とも先着50名様限りです!

新型コロナウイルス対策で、チケット助成対象試合が延期・中止になる場合があります。各試合の開始時刻等の詳細は、島根スサノオマジックHP等でご確認ください。

※当協会HP及び今月号同封のチラシ(助成券)もご参照ください。

- 1 3月25日(水) 鹿島総合体育館
- 2 3月28日(土) 安来市民体育館
- 3 3月29日(日) 松江市総合体育館
- 4 4月1日(水) 松江市総合体育館
- 5 4月11日(土) 松江市総合体育館
- 6 4月12日(日) 松江市総合体育館

お知らせ

健康づくりDVDを貸し出します

各事業所における研修会等での利用、ご家庭における健康づくりに活用していただけるDVDを、往復の送料を含め無料で貸し出しています。

新規に「熱中症・冬のヒートショック対策」「筋肉を育ててメタボ予防」「メンタルヘルス」等の5タイトルを追加します。

お知らせ

令和2年度ソフトボール大会の開催予定をお知らせします

浜田支部主催のソフトボール大会は、次の日程で開催する予定です。

- 浜田会場** 令和2年6月7日(日) 石見海浜公園グラウンド
益田会場 令和2年5月17日(日) 久々茂コミュニティ広場

お知らせ

令和元年度の「冬期助成事業」は終了しました

令和元年度の冬期助成事業は、この2月末で終了いたしました。ご活用いただけましたでしょうか。なお、令和元年度発行の「プール・ジム」の施設利用割引券については、6月末まで利用可能ですのでご活用願います。

社会保険に関する各種書類のダウンロードや、最新の情報はこちらから!

日本年金機構 <https://www.nenkin.go.jp/>

全国健康保険協会島根支部 <https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/shimane>

島根県社会保険協会 <http://www.shimane-shahokyo.or.jp>

社|会|保|険|しまね

発行者/(一財)島根県社会保険協会
TEL.0852-27-5059
文書提供/松江・出雲・浜田年金事務所、
全国健康保険協会島根支部

2020.3.12発行

通巻826号

※次回の発行については令和2年5月を予定しています。